

## 進展する XBRL を利用した財務情報の電子化

財務情報の開示やその利用を飛躍的に向上させる仕組みとして、XBRL というコンピュータ言語の利用が国際的に普及しつつある。わが国でも 2003 年 4 月より、東京証券取引所の適時情報開示システムである TDnet が XBRL の利用をスタートさせているが、2003 年 11 月には、全公開企業の財務諸表を XBRL 形式で提供する民間ベースのサービスがスタートする。今後も、日銀、国税庁での XBRL 利用が見込まれ、XBRL を使った財務情報の電子化が、わが国で着実に進展していくことが予想される。

### 1. 民間主導で全公開企業の財務情報の XBRL 化が実現

#### 1) 財務情報の XBRL 化とは

昨今、とりわけエンロン事件以降、内外の証券市場において、財務情報の信頼性が従来以上に問われる時代になっているが、財務情報は「的確」であるだけでなく、「迅速」に発表され、かつユーザーが「加工しやすい」形で提供されることが望ましい。

もとより、財務情報は、そのユーザーが将来に向けての意思決定をする上で必要な判断材料を提供することに存在意義があるから、会計イベントが生じたら迅速に発表されなければその価値は低下するし、また分析するのに扱いにくい形で提供されても、元々の情報の価値を十分には引き出せない。

そこで、「的確」、「迅速」、「加工しやすい」財務情報の発信、流通を促進する仕組みとして、XBRL というコンピュータ言語への注目が高まっている。XBRL は、個々の財務データに、その項目名や定義等を示す標準化された「タグ」（荷札）を、コンピュータが機械的に認識できる形で付与することにより、企業内で会計情報を入力した時点から、ユーザーがその情報を分析するところまで、人手や紙を使わず、自動的に処理することを可能にし、いわゆるビジネス情報の STR（Straight Through Reporting、ストレートスルーリポーティング）を実現するテクノロジーである<sup>1</sup>。

財務情報の電子化は、有価証券報告書などの法定開示書類については EDINET、取引所の適時開示については、東京証券取引所の TDnet の導入などにより、一定の進展が見られている。2004 年 6 月より、有価証券報告書や届出書については、EDINET での提出が義務

<sup>1</sup> XBRL については、淵田康之「進展する企業財務情報の電子化」『資本市場クォーターリー』2003 年冬号、及び淵田康之『XBRL 入門』（日本経済新聞社、近刊）参照。

付けられる。また、2003 年 6 月の証券取引法施行令の改正により、企業は、「2 社以上の報道機関」だけではなく、TDnet のような取引所の適時開示システムに重要事実等を通知し、公衆縦覧に供した場合も、「重要事実の公表」にあたりとされ、いわゆる 12 時間ルールの制約を回避できることになった（施行は、2004 年 2 月 1 日）。このため、TDnet のようなシステムの役割は、従来にも増して重要なものとなっていく。

以上のように、財務情報の電子化を巡る環境は、着実に進展しつつあるが、XBRL の活用はこれからの課題である。現状では、EDINET は HTML を利用しているため、XBRL のように「加工のしやすい」情報提供となる見通しは立っていない。また、TDnet では、2003 年 4 月より、決算短信の一枚目（売上や経常利益など主要な決算データが掲載された部分）について、企業が XBRL 形式で取引所へ登録する仕組みをスタートさせているが、XBRL 形式で取引所からユーザーへ情報を提供していくことはまだ先となる見通しである。また一枚目以外の部分、すなわち財務諸表等の XBRL 化が実現するにはさらに時間がかかりそうである。

## 2) 新サービスの概要

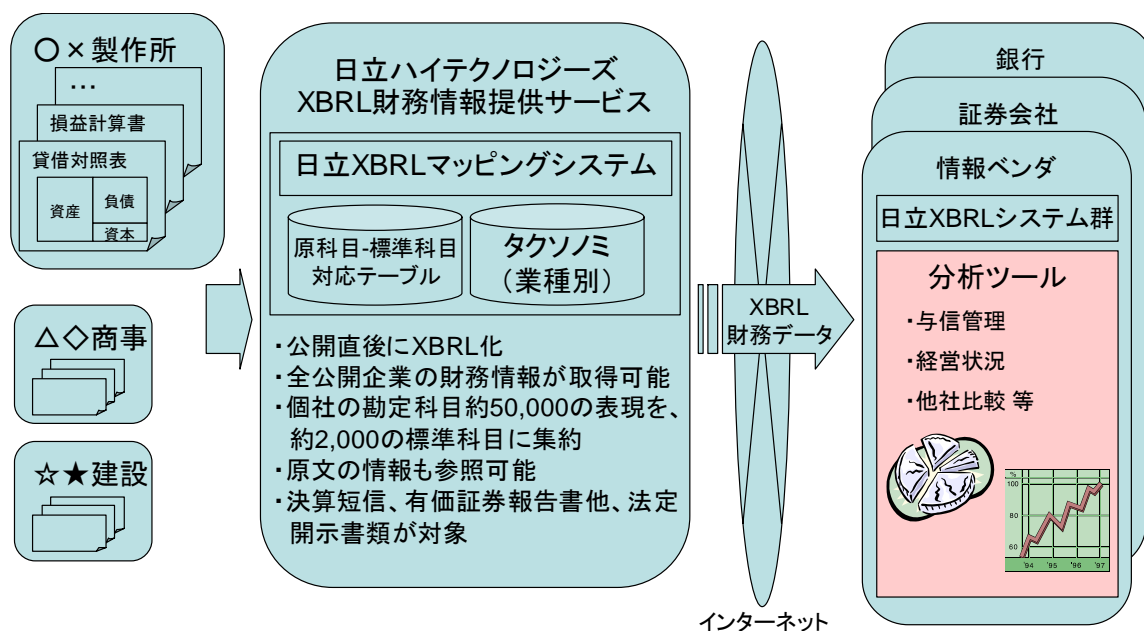
こうした中で、純粹に民間主導で現状を大きく改善させようという動きが登場した。これは、財務諸表や決算短信等が公表されると、すぐに内容をコンピュータに入力し、XBRL 形式に変換し、その上で、顧客が指定する形式で提供しようというものである。もちろん、顧客が XBRL 対応の分析ツールを利用していれば、XBRL の形式のまま取り込むことで、自動的に様々な分析や表作成等を行うことができる（図 1）。

日立ハイテクノロジーズ社が 11 月 1 日から開始するこのサービスの対象となる企業は、財務諸表の開示が求められている全ての企業、すなわち、上場企業（地方単独上場銘柄、新興市場上場銘柄を含む）、店頭登録企業、及び証券取引法で定められた非上場会社であり、2002 年度の時点で約 4,700 社である。

また対象となる財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、製造原価明細表、資本勘定計算書、利益処分計算書、剰余金計算書、注記等である。

財務情報を XBRL 形式で標準的に処理する場合、一つのネックとなっているのは、個々の企業ないし、あるいは業種で勘定科目の表現が、ばらばらであることである。例えば、「現金」と「預金」を分けて記載している企業もあるが、「現金・預金」、「現金および預金」、「現金及び預金」、「現金及預金」、「現金預金」など、企業によって様々な形式で記載されているのが実態である。

図 1 XBRL 財務情報提供サービス全体図



(出所) 日立製作所

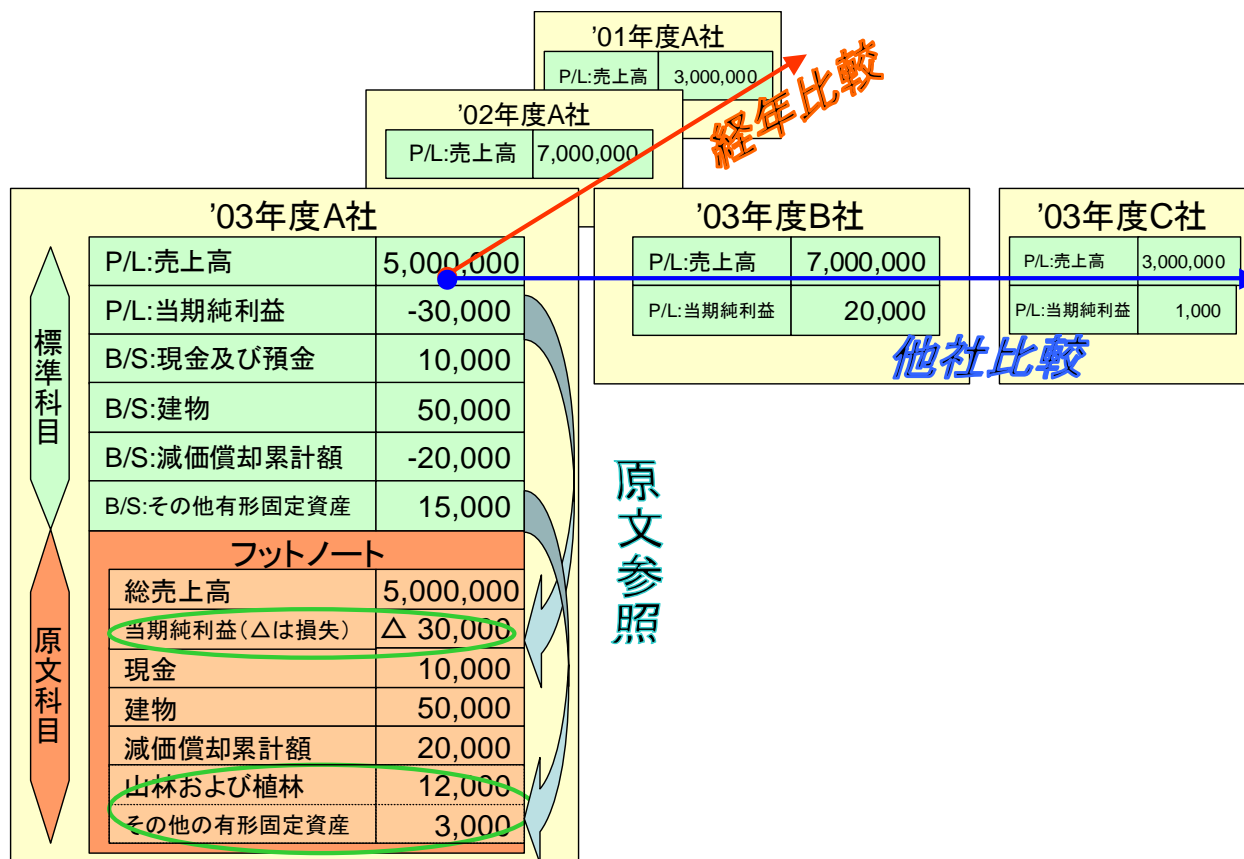
東京証券取引所の TDnet の場合も、XBRL による登録、発信を検討するにあたり、企業に対してこうした違いを少しでも統一する方向で呼びかけている所である。しかし全ての企業が一つの表現方法を採用することで合意するというのは、容易なことではなからう。各社とも長年使ってきた表現方法をできれば変えたくないからである。

そこで、本システムでは、各社の表現が違っていても、内容が同じであれば、独自に定めた一つの表現で示すこととしたのである。すなわち、「現金」、「預金」のケースでは、全て「現金及び預金」という表現に統一するのである。また、企業によって控除項目にマイナスの符号をつけて表現したりしなかったりするが、これを全てマイナスの符号をつけることにしたり、「当期純利益」と「当期利益損失」という表現の仕方がある場合は、「当期純利益」に統一し、「当期純利益損失」の数値を、マイナスの符号をつけて記載する、といった工夫をする。

このように個々の企業の様々な勘定科目の表現を、極力統一された表現にマッピングして (対応させて)、ユーザーに提供するわけである。個社の勘定科目の表現は、約 50,000 に上るが、本システムでは、約 2,000 の標準科目への集約を実現させた。

ユーザーは企業の財務諸表で元々どのような表現が使われているかを確認したければ、原科目が「フットノート」としてまとめられているため、こちらを参照すれば良い(図 2)。原本の形式で表示することも、このシステムで行われた標準科目とは異なる表現に統一して表示することも可能である。この辺の柔軟性が、XBRL を利用することのメリットの一つでもある。

図2 XBRL による財務分析の効率化



(出所) 日立製作所

## 2. ユーザーの立場に立った財務情報に向けて

国、あるいは取引所が、XBRL 形式で、かつ統一された勘定科目でディスクロージャーを行う体制を築くのが本来の姿かもしれない。しかし、新システムの導入や統一化は国や取引所にとっても、また個々の企業にとってもコストがかかることもあり、完全実現までにはまだまだ紆余曲折があろう。

また取引所の適時開示用システムの場合は、東京証券取引所のシステムや標準と、大阪証券取引所などが採用するシステムや標準が異なっていれば、ユーザーにとっては比較しにくいものとなる。しかし、個々の市場の置かれた状況も様々であり、各市場間の協調的対応が、必ずしも速やかに実現するとは限らない。

本システムは、こうした問題を取りあえず回避できるものであるだけでなく、ディスクロージャーをよりユーザーの使い勝手を踏まえたものに近づけていく仕組みと位置づけられよう。すなわち、本来、企業にどのような形式でディスクロージャーをさせるかは、ユー

ザーの要請に応じて決められるべきであるが、実際には、企業が何をどう開示したいか、あるいは当局や取引所がどういう開示方法を採用するか、によって相当程度左右されていたわけである。もしもユーザーが主導権を持って決められるならば、「現金」の表現方法が何通りもあるような状況にはならなかったはずである。

企業は、当局や取引所によって定められたことさえ守れば良しとし、ユーザーにとって企業間の比較がしにくい、といった不便は考慮してこなかった、という面もある。もちろん、これまでのアナログ時代では、こうした多少の表現の差は、問題にはならなかったということもある。しかし、情報を電子的に取り込み、迅速に分析することが必要な時代においては、あいまいさを避け、システムが理解できる表現にしていくことが要請されるわけである。

せっかく XBRL という革新的なテクノロジーが利用できる時代になっているわけであるから、個々の企業や当局や取引所等が、XBRL の統一的採用や勘定科目の表現の統一化を実現させるまで、いたずらに待つのは、いかにももったいない。そこで、現状の個々ばらばらの状況をそのまま受け入れつつ、ユーザーに対しては、最先端のサービスの提供を可能としようというのが今回の仕組みである。どのような形式でユーザーに情報が提供されるかは、あくまでユーザーの立場で決められるし、ユーザーが標準形式とは異なる自分の好みの形式にしたければ、XBRL が利用されているため、変換も容易である。ユーザーがディスクロージャーに対するコントロールをある程度確保できるわけである。

### 3. 財務情報の XBRL 化－今後の展望

#### 1) 国税電子申告における XBRL の利用

わが国では、2004 年より国税の電子申告が始まるが、その際に添付される財務諸表として XBRL 形式のものが認められる。国税の電子申告は、まず 2004 年 2 月に、名古屋国税局管内において、所得税申告、個人事業者の消費税申告（個人）について運用が開始される。ついで 2004 年 3 月に、名古屋国税局管内において法人税申告、法人の消費税申告、全税目の納税及び申請・届出等の一部について運用を拡大する。その上で 2004 年 6 月に、全国に運用が拡大される運びとなっている。

もちろん、他の形式での提出も認められるが、XBRL 利用のメリットが企業サイドにもユーザーサイドにも認識されるにつれ、XBRL 形式での提出が増えていくものと予想される。実際、現状においては、税理士の顧問先から、税理士にアナログもしくはデジタルデータが提出され、これを税理士が財務デジタルデータにし、それを書面へアナログデータとして印字して提出し、税務署はそれをまたデジタルデータにするというプロセスになっている。電子申告の導入で、これを全てデジタルで処理できることになるのであり、XBRL を利用するメリットは、関係者

に十分理解されていくと思われる。

従ってわが国においては、公開企業のみならず、未公開の中小企業の財務諸表も、XBRL化が進展していく可能性がある。税務申告の際に提出される財務諸表は、金融機関や信用保証協会の審査にも利用されている。したがって、今後、こうした金融機関等の審査システムがXBRL対応し、審査業務の効率化につながることも期待できよう。

## 2) 日本銀行のXBRL Japan 加入

上記の点に関連し、XBRLの日本での普及を展望する上でもう一つ注目されることは、日本銀行が、2003年10月に、日本におけるXBRLの標準化やその普及を推進している団体であるXBRL Japanに加入したことである。

今後の展開としては、米国やオーストラリアの金融監督当局などでも見られるように、日本銀行も、金融機関から提出を受けている日計表や決算資料等をXBRL形式で受け取る仕組みを導入していくことが考えられよう。

米国の場合、FDIC (Federal Deposit Insurance Corporation、連邦預金保険公社)、FRB (Federal Reserve Board、連邦準備制度理事会) や OCC (Office of Currency Control、通貨監督庁) は、それぞれ管轄の金融機関から四半期ごとに報告を受け、これを金融機関の監督に役立てている。この報告の様式は、これら金融当局の集まりであるFFIEC (Federal Financial Institutions Examination Council、連邦金融監督協議会) によって定められている。

同レポートは、かつて電話で報告されていたことから、コールレポートとも呼ばれているが、今は電子ファイルによるレポーティングとなっている。しかし、電子ファイルで報告されたものを、当局の担当者が手入力し、異常な数字がないかどうかチェックする形となっている。また現状では、各行が利用しているソフトウェアが異なることもあり、例えば、新しい報告事項を追加する時など、変更対応が、金融機関側にも当局側でも負担となる。

そこで、FDICは、レポーティングをXBRL形式で行うことにより、データの収集、処理、確認、配布を合理化していくプロジェクトを推進中であり、2004年9月のコールレポートから新システムによるレポーティングがスタートする予定となっている。このシステムが稼動すると、従来、レポートが提出されてから集計結果発表までに少なくとも2週間かかっていたのを、早ければ5日間に短縮できることになる。また、報告内容の変更等への対応も容易になるし、他のデータと食い違ったり、過去の傾向からはずれていないかなど、数字を瞬時にチェックできる。以上により、金融監督の迅速性と効率性が大幅にアップすることが期待されている。

これに合わせて米国の銀行業界、貯蓄金融機関業界では、内部のレポーティングのフォーマットをXBRLに転換する作業を始めている。これにより、金融機関サイドにおいてもレポーティングに関わる事務負担を削減することができる。

なお、オーストラリアでは、すでに銀行・保険業界の監督機関である APRA(Australian Prudential Regulation Authority)において、2002 年 5 月より、監督対象である約 12,000 の預金取扱い金融機関からの報告様式に XBRL を導入している。

わが国においても、日本銀行が今後、同様なプロジェクトをスタートさせれば、金融機関の内部における XBRL 利用が進展することが予想されよう。さらには、金融機関が審査において、企業から XBRL 形式での財務諸表の提出を求める動きにもつながっていこう。

### 3) 期待される証券市場、銀行システムの機能向上

以上のように、民間主導のサービスにより全公開企業の財務情報が XBRL 形式で利用可能になること、国税電子申告を通じて未公開企業の財務情報の XBRL 化も進展する可能性があること、そして日本銀行の XBRL 利用が進展し、金融機関の内部及びその取引先に至る XBRL の活用が促進される可能性があることから、本年から来年にかけて、XBRL を通じた財務情報の電子化は一段と進展し、わが国は、世界で最も XBRL が利用される国となっていくものと考えられる。

XBRL の利用により、冒頭述べたように「的確」、「迅速」、「加工しやすい」財務情報の提供が可能になることは、わが国証券市場の効率性・公正性の向上に寄与しよう。また、昨今、わが国の金融機関は、不良債権問題の反省を踏まえ、キャッシュフローを重視した融資や、信用リスクに見合った貸出金利の設定が求められるようになっている。従来のように担保価値を重視した審査ではなく、融資先の財務情報を精緻に分析し、信用リスクを見極めていく上では、XBRL が有効なツールとなろう。

また融資改革の一環として、シンジケートローンを通じて、信用リスクを他に移転したり、手数料収入を増大させていくことも重要となっているが、米国ではシンジケートローンの組成において、XBRL を通じた参加者間の情報の共有や分析が利用されつつある。わが国でもシンジケートローンが過去 4 年で 3 倍以上の規模に拡大しているところであり、米国同様、XBRL の活用も検討されていこう。

このように、XBRL を通じた財務情報の電子化の進展は、わが国における証券市場及び銀行システムの機能向上に、今後大きく寄与していくことが期待されよう。

(淵田 康之)